

処 分 基 準

令和6年9月2日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 例	第51条の10
処 分 の 概 要	確認事務受託対象法人の登録の取消し
原 権 者	公安委員会
法 令 の 定 め	公安委員会は、登録を受けた法人が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。 ① 第51条の8第3項第2号に該当するに至ったとき。 ② 前条の規定による命令に違反したとき。 ③ 次条第1項の規定による報告をせず、若しくは偽装の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 ④ 第51条の12第2項から第4項までの規程に違反したとき。 ⑤ 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
処 分 基 準	別紙のとおり
問 合 せ 先	警察本部交通部交通指導課駐車管理係（048-832-0110）
備 考	

別紙

- 確認事務の委託に係る法人の登録等手続に関する規程（平成18年 5 月26日公安委員会規程第14号）

（取消処分）

第5条 交通指導課長又は署長は、登録を受けた法人が法第51条の10各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条の規定による登録の取消し（以下「登録の取消し」という。）に必要な事項を、速やかに本部長に報告しなければならない。

2 本部長は、前項の報告を受けたときは、必要な調査をし、登録取消処分上申書（様式第5号）により速やかに埼玉県公安委員会に上申しなければならない。

3 登録を受けた法人に対する登録の取消しは、登録取消処分通知書（様式第6号）を交付して行うものとする。

（報告及び検査）

第6条 法第51条の11第1項の規定による報告は、報告資料提出要求書（様式第7号）により求めるものとする。

2 法第51条の11第1項の規定による検査は、交通指導課長及び署長が行うものとする。

- 確認事務の委託に係る法人の登録等手続に関する事務処理要領（平成18年 5 月29日駐対第604号）

第4 登録の取消し

1 報告

交通指導課長又は署長は、登録を受けた法人が法第51条の10の各号のいずれかに該当すると認めたときは、必要な調査を実施し、登録の取消しに係る意見を付した上、登録取消事案認知報告書（様式第9号）に疎明資料を添付して、速やかに（署長にあっては交通指導課長を経て）報告すること。

2 聴聞

(1) 法人の登録の取消し処分に係る聴聞については、聴聞等に関する規則に規定するところにより行うものとする。

(2) 聴聞等に関する規則第3条の規定による主宰者は、交通部聴聞官又は交通部交通指導課の警部以上の階級にある警察官の中から交通指導課長が指定する者をもって充てるものとする。

3 処分の執行

交通指導課長は、公安委員会が法人の登録の取消し処分を決定したときは、当該法人に対して登録取消処分通知書（規程様式第6号）を交付するものとする。この場合において、登録簿の当該法人に係る備考欄に登録を取り消した旨記載すること。

なお、当該取消しの処分に係る聴聞の通知を、行政手続法（平成15年法律第88号）第15条第3項に規定する方法により行った場合で、登録取消処分通知書の交付を受ける者が当該聴聞の期日に出頭しなかったときの行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による教示は、登録取消処分通知書の裏面に教示文を記載することにより行うこと。

4 警察庁及び他の都道府県に対する報告及び通報

交通指導課長は、法人の登録の取消し処分を行ったときは、道路交通法第51条の10の規定

に基づく登録の取消しについて（様式第10号）により、速やかに警察庁及び他の都道府県に対し報告し、及び通報すること。

なお、他の都道府県警察から登録の取消しに係る通報を受けたときは、法第51条の8第3項第1号に該当するので、当該通報に係る書類を2年間保存すること。